

○長柄町高校生等医療費の助成に関する規則

平成27年3月31日

規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、高校生等の医療に要する費用を負担する保護者に当該費用の全部または一部を助成することにより、高校生等の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって高校生等の保健の向上及び子育て支援体制の充実に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生等 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で高等学校、専門学校等へ就学している者（就職している者及び就学していない者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 高校生等の親権を行なう者、後見人その他の者で高校生等を現に監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 保険給付 医療保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費等及び高額療養費をいう。
- (5) 一部負担金 医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。
- (6) 自己負担金 国、県又は町が公費負担医療制度による給付決定をした場合、当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない額をいう。
- (7) 保険医療機関 医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等をいう。

(助成対象医療)

第3条 助成の対象となる医療は、高校生等の疾病に係る医療のうち、法令に定める医療給

付制度及びその他国又は県において別に定める制度に基づき医療費の支給を受けられる部分以外の医療であって、医療費を支払った日の翌日から2年以内に助成の申請のあるものとする。ただし、第三者行為による傷病に係る医療を除く。

(助成対象者)

第4条 この規則に定める高校生等医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当する高校生等の保護者とする。

- (1) 高校生等が保険医療機関で受診した日に現に本町に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 高校生等が医療保険各法の規定により保険給付の対象であること。
- (3) 高校生等が保険給付を受けることができる被保険者又は被保険者の被扶養者であること。
- (4) 保護者となる者が所得に関する申告をしていること。

2 前項の規定にかかわらず、高校生等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該高校生等の保護者は対象としない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているとき。
- (2) 施設等へ入所しているとき。
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されているとき。
- (4) 就職し、保護者の扶養から外れたとき。
- (5) 婚姻したとき。

(優先関係)

第5条 高校生等にかかる疾病又は負傷が、他の法令等による公費負担医療制度又は独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害給付制度の対象となるものである場合には、その制度を優先適用する。

(助成対象期間)

第6条 この規則に定める医療費の助成対象期間は、原則として町長が申請書を受理した日から開始し、18歳に達する日以降の最初の3月末日までとする。ただし、入院期間が18歳に達する日以降の最初の3月31日までの期間からその翌年度以降の期日までに継続する場合はその退院までの期間とする。ただし、転入者については、転入日の翌日から起算して1月以内に申請を行った場合は、助成期間の開始を転入日に遡ることができる。

(助成額)

第7条 高校生等医療費として助成する額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 助成対象者が高校生等にかかる保険給付につき保険医療機関で一部負担金を負担した場合は、その一部負担金
- (2) 国、県又は町が公費負担医療制度による給付決定をした場合においては、当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない自己負担金

2 前項の助成は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び医療保険各法の規定に基づく規則、定款等により附加給付金の支給があった場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

3 助成対象者が保険医療機関の発行する医療費計算書を添付して助成金を申請する場合の証明手数料は、助成対象者の負担とする。

(助成の方法)

第8条 高校生等にかかる助成対象者が保険医療機関において一部負担金を支払い高校生等医療費の助成を受けるためには、助成対象者は高校生等医療費助成金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる各号の書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1項第5号に掲げる医療保険各法による被保険者証又は組合員証(以下「被保険者証等」という。)の写し
- (2) 付加給付又はこれに準ずるものに関する証明書
- (3) 当該疾病にかかわる保険医療機関が発行する医療費計算書又は領収書
- (4) 学生証の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による支払いがなされたときは、助成対象者に対し助成を行ったものとみなす。

3 第1項の規定による申請は、当該高校生等が受けた医療に関する医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

(助成金の交付)

第9条 町長は、前条第1項に基づき申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたものについては高校生等医療費助成金交付決定通知書(別記様式第2号)により、給付を不適当と認めたものについては、高校生等医療費助成金交付申請却下通知書(別記様式第3号)により、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

(助成の制限)

第10条 第7条の規定にかかわらず高校生等の保険給付についてその原因が第三者行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その限りにおいて助成しないものとする。

(助成金の返納)

第11条 町長は、偽りその他不正な行為により第7条に定める助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(関係簿冊)

第12条 町長は、高校生等医療費助成の適性を期するため、助成台帳を作成し、常に整理しておかなければならない。

(補助)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要事項は町長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第3条の規定による改正前の長柄町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則、第4条の規定による改正前の長柄町情報公開条例施行規則、第5条の規定による改正前の長柄町個人情報保護条例施行規則、第8条の規定による改正前の長柄町税に関する文書の様式を定める規則、第9条の規定による改正前の長柄町国民健康保険税の減免に関する規則、第10条の規定による改正前の国民健康保険税に関する文書の様式を定める規則、第11条の規定による改正前の長柄町立幼保連携型認定こども園条例施行規則、第12条の規定による改正前の長柄町高校生等医療費の助成に関する規則、第13条の規定による改正前の長柄町子ども医療費の助成に関する規則、第14条の規定による改正前の老人福祉法施行細則、第15条の規定による改正前の老人福祉法第11条の規定による措置に要する費用の徴収に関する規則、第16条の規定による改正

前の長柄町老人医療事務取扱細則、第17条の規定による改正前の長柄町後期高齢者医療に関する条例施行規則、第18条の規定による改正前の長柄町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の支給に関する規則、第19条の規定による改正前の長柄町身体障害者福祉法施行細則、第20条の規定による改正前の長柄町補装具費の支給に関する規則、第21条の規定による改正前の長柄町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例施行規則、第22条の規定による改正前の長柄町障害児通所給付費等の支給に関する規則、第23条の規定による改正前の長柄町地域生活支援事業実施規則、第24条の規定による改正前の長柄町コミュニケーション支援事業実施規則、第25条の規定による改正前の長柄町日常生活用具給付等事業実施規則、第26条の規定による改正前の長柄町住宅改修費給付事業実施規則、第27条の規定による改正前の長柄町移動支援事業実施規則、第28条の規定による改正前の長柄町地域活動支援センター事業実施規則、第29条の規定による改正前の長柄町訪問入浴サービス事業実施規則、第30条の規定による改正前の長柄町更生訓練費支給事業実施規則、第31条の規定による改正前の長柄町日中一時支援事業実施規則、第32条の規定による改正前の長柄町障害者自動車運転免許取得費助成事業実施規則、第33条の規定による改正前の長柄町身体障害者用自動車改造費助成事業実施規則、第34条の規定による改正前の長柄町介護保険条例施行規則、第35条の規定による改正前の長柄町指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則、第36条の規定による改正前の長柄町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則、第37条の規定による改正前の長柄町低体重児の届出及び養育医療の給付等に関する規則、第38条の規定による改正前の長柄町設置型浄化槽整備分担金徴収条例施行規則及び第39条の規定による改正前の長柄町農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年3月30日規則第6号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。